

◆入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	2	II	3	(3) ①	事業期間	新施設の整備期間として(着工予定:平成21年12月)とありますが、着工予定平成21年12月とされている根拠及び理由をご教示願います。	設計・許認可及び環境影響評価等を考慮した期間であり、業務の進捗によって前後することもあります。
2	4	II	3	(7) ②	委託料	1月6日付で公表された「入札説明書等に対する第1回質問への回答(一部)」において、No.15回答に「運営・維持管理業務委託仮契約書(案)別紙2を参照」とありますが、当該別紙には特に協議の時期は明記されておりませんが、「半期毎に行う」との理解で宜しいでしょうか。	原則として、消費者物価指数を用いて物価変動を確認します。この場合、(t-1)年度の年度平均値は、t年度の4月下旬に確定、公表されますので、それ以降の早い段階で協議を行うこととなります。
4	13	IV	3	(11)	提案書の受付	提案書各様式および設計図書中に、参加企業名を記載しても差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。	様式12及び様式40[1/2]を除き、提案書には、入札参加者名を記載しないようにしてください。
5	13	IV	3	(11) ⑤	設計図書	設計図書の枚数に制限がありますか？ また、図面の縮尺の指定がありますか。	事業者提案に委ねます。
6	13	IV	3	(11) ⑤	設計図書	提案書の⑤設計図書に計量棟の記載がありませんが、全体配置図以外の計量棟の図面は提出不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	14	IV	3	(11) ⑤	設計図書	1月6日付で公表された「入札説明書等に対する第1回質問への回答(一部)」において、No.39～41回答に「ごみ処理施設性能指針に示される各項目における「2性能に関する事項の確認方法」に該当する資料」とありますが、具体的な資料内容が不明のため、例示を含めて改めてご教示願います。	今回の条件を踏まえ、事業者が整備した実証施設又は実用施設について「2性能に関する事項の確認方法」(1)①～④、(2)①～③の内容が確認出来る資料を提示してください。例えば、(1)①であれば、実証施設又は実用施設で処理したごみ質(三成分、低位発熱量等)、②であれば、実証施設又は実用施設の処理能力となります。様式等の規定はありません。
8	15	IV	3	(11) ⑤	提案書の受付	1月6日付で公表された「入札説明書等に対する第1回質問への回答(一部)」において、No.46回答として設計図書の提出要領をお示し頂きましたが、設計図書のうち、設計図面をA3版にて作成し、様式集や設計書等はA4版にて作成するとの理解でよろしいでしょうか。また、以下の提出方法でよいとの理解でよろしいでしょうか。  ・ 様式9～41: A4版合冊パイプファイル(正1部副20部) ・ 設計図面: A4版(見開きA3版)製本(正1部副20部) ・ 設計書等、各計画書: A4版合冊パイプファイル(正1部副20部)	入札説明書13ページから15ページに示す設計図書は、全てA3版で作成してください。提出は、ホッチキスの他、パイプファイル、製本等でもかまいません。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
9	16	IV	2	(13)	提案書に関するヒアリングの実施	本ヒアリングは入札参加者がプレゼンテーションを行う方式で行うものか、予め各入札参加者に質問の照会を頂きそれに基づき回答をするものとなるのかご教示頂きたくお願い申し上げます。	入札参加者によるプレゼンテーションと質疑応答を想定しています。
10	20	VI	8	(2)	運営等業務委託料	第1回質問回答No.551について 工事行程上、新施設のうち稼働時期が運営開始の平成26年4月以前の施設の運営費については、入札金額に含まれないものと判断してよろしいでしょうか。 例えば、リサイクル施設が平成24年3月末に完成し、24年4月1日から運転を開始した場合、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの運営維持管理は、市の単費で本事業とは別の委託費として支払われるものとなり、事業者の入札金額から控除し、なおかつ、債務負担行為がなされている金額とも別と考えてよろしいでしょうか。	含まれます。
11	20	VI	8	(2)	運営等業務委託料	第1回質問回答No.551について 平成26年4月1日以前に先行で完成する施設の事業期間前の運営維持管理費も、債務負担行為の設定されている金額内とのご回答ですが、先行で運営維持管理が始まる新施設の運営費用をどの様に予算化されているのでしょうか。 債務負担行為を設定された予算条件と、今回事業者が提案する新施設の先行運営開始条件と合致しない場合、債務負担行為により設定された金額を超える可能性が高くなり、入札に影響がでるものと危惧します。先行運営開始による運営維持管理費が、予定価格や債務負担行為で設定された金額に含まれない場合は、問題は生じないと考えますので、ご再考願います。	予算の内訳は提示できません。
12	21	VI	8	(2)	運営等業務委託料	『平成26年度より前に業務を開始した場合は、その時点から支払いを開始する。』とありますが、落札者決定における審査の対象となる価格についてはどのように理解すればよろしいでしょうか。例えば、リサイクルセンターが熱回収施設よりも早く竣工すればするほど、入札価格は上がると考えますが、それでは応募者間の審査の公平性が担保されないと考えます。従って、平成26年4月～平成41年3月までの期間における組合の支払総額とするということにして頂きたい。	組合は、新施設に早期の供用開始を期待してなく、既存施設は可能な限り稼働させる考えです。したがって、早期供用開始に伴い支払う委託料も含めた金額を入札価格としています。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
13	22	VI	8	(3)	表 焼却主灰の将来推計値	1月6日付で公表された「入札説明書等に対する第1回質問への回答(一部)」において、No.62回答とNo.59回答は同様の記述となっています。表に記載の数値と焼却主灰の合計が一致しませんので、再度ご確認願います。	焼却主灰の合計を88,596トンに修正します。
14	27	別紙	リスク 分担 表	共通		運営・維持管理業務委託契約書(案)及びセメント処理委託業務委託契約書(案)では消費税及び地方消費税の改正につき改正する規定がございますが、建設工事請負契約の履行期間中に消費税率の変更がなされた場合は、建設工事請負代金額についても消費税率の変更に基づき変更がなされると理解します。	お見込みのとおりです。請負代金の支払い時点の税率にて、消費税を算定します。
15					全般	入札説明書14ページに「保証値」と「提案保証値」が記載されています。また、様式16には「保証値」と「目標値」、運営・維持管理業務委託契約書第5条には「基準値」と「自主規制値」という表記があります。これらの関係について御教示願います。	「保証値」は、組合が保証を求める値です。 「提案保証値」は、事業者が提案する保証値です。要求水準と同じ値でも上回る値でもかまいません。 「目標値」は、事業者が自主的に設定する値です。したがって、この値を達成することができなくても、債務不履行には該当しません。もちろん、様式16に提案保証値を記載してもかまいません。 「基準値」は、保証値を含みますが、これに限られるものではなく、事業者が遵守すべき全ての値です。 「自主規制値」は、「提案保証値」と同義です。